

教育委員会 平成22年度7月定例会会議録

平成22年7月14日（水）鎌倉市役所 講堂

9時35分開会、10時55分閉会

出席委員 仲村委員長、林委員、山田委員、朝比奈委員、熊代教育長

傍聴者 12人

（会議経過）

仲村委員長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより7月定例会を開会する。本日の議事日程はお手元に配付したとおりである。

本日の会議録署名委員を山田委員に願います。それでは、日程に従い、議事を進める。

まず、日程に入る前に、6月25日の市議会本会議で、議会の同意を得られ、新たに朝比奈委員が教育委員に就任された。今回が初めての定例会になるため、ご紹介する。自己紹介をお願いします。

朝比奈委員

私は浄智寺の住職で、円覚寺の教学部長を務めている朝比奈恵温である。この度、私のような若輩未熟者をお選びいただきましたこと、皆様に感謝申し上げます。先ほど、教育長室から母校の御成小学校を望み、感慨深いものがあった。これから一生懸命頑張っていくので、どうぞ皆様方、お引き回しの程よろしく願います。

仲村委員長

朝比奈委員の任期は、平成22年6月25日から平成26年6月24日までとなる。よろしく願います。

1 報告事項

（1）委員長報告

仲村委員長

これで教育委員のフルメンバーが揃った。先週小学校校長会との懇談会、昨日中学校校長会との懇談会があり、現場の声を聞くことができ、大変参考になった。また定期的に機会を作っていきたいと思う。

（2）教育長報告

熊代教育長

1点ご報告する。鎌倉市立小学校教員による神奈川県迷惑行為防止条例違反の事故報告をする。事故の種類は、神奈川県迷惑行為防止条例違反、痴漢である。事故に係る職員は、御成小学校教諭落合泰久27歳男子である。平成22年6月18日金曜日、朝、藤沢大船間のJR車内において該当教諭が被害者の女子高校生の臀部を触り、警戒中の鉄道警察隊員により神奈川県迷惑行為防止条例で現行犯逮捕されたものである。該当教諭は起訴され、略式命令により罰金30万円を支払い、現在は自宅謹慎中である。本事故に関する処分については、来週中には神奈川県教育委員会において決定される予定である。

日頃から教職員に対しては、不祥事の防止について校長を通して注意を喚起しているところであり、毎月1回の事故防止会議も実施しているところだが、このような結果を招いてしまったことについて誠に残念であるし、大変申し訳ないと心からお詫び申し上げたいと思う。今後は今まで以上に、教職員の服務規律について毅然とした姿勢で対応し、二度とこのようなことが起こらないよう厳しく指導、監督していきたいと思っている。

(3) 部長報告

教育総務部長

平成22年市議会6月定例会について、ご報告する。平成22年市議会6月定例会は6月9日から6月25日まで17日間の会期で行われた。

まず、6月9日、10日、11日に一般質問が行われ、教育総務部関連では、6名の議員から質問があった。主な質問の概要は次のとおりであった。まず、鎌倉みらいの渡邊昌一郎議員から、スポーツを通じての地域コミュニケーションに関して、学校校庭の芝生化や教室の空き利用の可能性についての質問があった。次に、同じく鎌倉みらいの前川議員から、安全安心を感じられる環境づくりとして、小学校警備員の今後の配置をどう考えるか。また、子宮頸がんの予防対策に関して、子宮頸がんの予防対策と学校教育の関わりについてどう考えるか、という質問があった。次に、神奈川ネットワーク運動鎌倉の石川敦子議員から、学校と、こどもと家庭の相談室との連携に関して、学校からこどもと家庭の相談室に連絡する体制は怎么样了になっているか、迅速な対応ができていないか、という質問があった。また、教育センター相談室と学校との連携、教育センター相談室とこどもと家庭の相談室との違い、子ども相談とソーシャルワークについての考え方についての質問があった。次に、鎌倉無所属の会の安川議員から、災害時の対応に関連して、学校における防災訓練の現状について質問があった。次に、無所属の渡辺隆議員から、総合体育施設の整備に関連して、大船中学校の改築にあたって、グランド整備の考え方について質問があった。最後に、公明党の西岡議員から、子宮頸がんワクチンに関連して、教育現場での命の大切さを伝えていく教育の必要性についての質問があった。

次に、6月14日に開かれた文教常任委員会では、議案「平成22年度鎌倉市一般会計補正予算のうち教育総務部所管部分」の審議と「関谷小学校のプール周囲の側溝清掃による水質事故について」、「鎌倉市立大船中学校改築検討協議会の設置について」、「スクールソ

ーシャルワーカー（県事業）の配置について」の報告を行った。主な質問の概要は次のとおりであった。まず、議案「平成22年度鎌倉市一般会計補正予算のうち教育総務部所管部分」については、御成小学校において、児童数の増加に伴い、教室が不足することから、仮設の特別教室を学校敷地内に設置するため、賃借料を追加する旨の説明を行った。民主党の飯野議員から、賃借料の内訳、リース費と工事費の内訳、リース期間終了後の建物の所有権の扱いなどについて、鎌倉みらいの前川議員から、教室が不足してきた理由や教室数の今後の見通しについて、公明党の納所議員から、教室が不足してきたことに伴い、特別教室を普通教室に転用してきた経過、またそれを戻す時期、授業への影響などについて質問があった。以上、質疑の結果、総務常任委員会への送付意見はなく、議会の最終日に可決された。

次に、報告事項「関谷小学校のプール周囲の側溝清掃による水質事故について」は、水質事故の内容について報告を行った。鎌倉無所属の会の高橋議員から、排水の経路、公共下水道への接続、使用した薬品の量、今後の対策などについて、公明党の納所議員から、排水の経路、側溝も含めたプール清掃の方法などについて、民主党の飯野議員から排水管内の排水処理の方法について、神奈川ネットワーク運動の石川敦子議員からEM菌を使ってのプールの水の管理について、日本共産党の小田嶋議員から、清掃に使った次亜塩素酸ソーダの濃度、薄める基準等について、などの質問があった。以上の質疑の結果、当該報告は了承された。

次に、報告事項「鎌倉市立大船中学校改築検討委員会の設置について」は、大船中学校の改築に先立って、基本方針を検討する場である改築検討委員会を設置した旨の報告を行った。神奈川ネットワーク運動の石川敦子議員から、ハード部分で福祉の観点を入れるべきである、大船中学校の敷地の利用は可能かどうか、小中一貫に関連して建物の複合的な利用は考えているか、公明党の納所議員から、本校舎建築までの対応、仮設校舎の建設の考え方はどうか、仮設校舎の費用や補助はどうか、現校舎の課題、問題点、対策について、民主党の飯野議員から、現校舎の耐震工事について、仮設校舎の耐震の度合いについて、鎌倉無所属の会の高橋議員から、校舎工事費の費用、補助金、起債、また仮設校舎の建設費用について、などの質問があった。以上の質疑の結果、当該報告は了承された。

最後に、報告事項「スクールソーシャルワーカー（県事業）の配置について」は、4月から県事業でスクールソーシャルワーカーが配置されたことから、その業務内容について報告を行った。神奈川ネットワーク運動の石川敦子議員から、スクールソーシャルワーカーの配置にあたっての鎌倉での課題、スクールソーシャルワーカーの活用の方、スクールソーシャルワーカーと他の支援者、他の機関との役割分担、スクールソーシャルワーカー配置の周知について、公明党の納所議員から、スクールソーシャルワーカーの活動のレベル、スクールソーシャルワーカー配置にあたっての体制づくりについて、鎌倉無所属の会の高橋議員からスクールソーシャルワーカーが鎌倉に配置された経緯などについての質問があった。以上の質疑の結果、当該報告は了承された。

また、先ほど委員長から話があったとおり、本会議の最終日6月25日に教育委員会の人事案件を提案し、朝比奈委員が議会の同意を得て、新たに教育委員として選出された。

生涯学習部長

引き続き、生涯学習部関連の6月定例会の概要についてご報告する。一般質問では4名の議員から質問があった。

鎌倉みらいの渡邊昌一郎議員からは、総合型地域スポーツクラブについてとして、腰越地域で設立を目指している総合型地域スポーツクラブの内容についてとその広報宣伝活動や加入促進の状況について、そして、総合型地域スポーツクラブ設立の近隣他市の状況と、指導者の育成の取り組み状況や支援の内容について質問があった。また、総合型地域スポーツクラブは地域コミュニティの充実に有効な手法であり、その周知や育成を図る必要があると考えるが市の認識について、その他、鎌倉市スポーツ振興計画の内容についての質問があった。その他のスポーツ振興についてとして、総合型地域スポーツクラブ以外に、地域コミュニティの発展に寄与する施策はあるのか、それらの実績はどうか。そして、地域における高齢者のスポーツについて市との関わり合いについて、また、子どものスポーツについてはどうか。スポーツ振興施策は単にスポーツをする機会の提供にとどまらず、地域コミュニティの発展に有効と考えるがいかがかと質問があった。次に鎌倉無所属の会長嶋議員からは、4月に大町釈迦堂口の崖が崩れたが、世界遺産登録を踏まえ、他の切通しなどの保全が重要と思うが、その現状についての質問があった。次に無所属の渡辺隆議員からは、和賀江嶋の保全についてとして、復元整備する考えはあるのか、また、保存管理計画書には、地域住民などに理解されるようとあるが、その現状について、学識経験者などで構成する復元整備の検討会を設置してはどうか。そして、和賀江嶋の保護や復元整備の勉強会ができた場合、市も協力してほしいがどうか。また、総合体育施設についてとして、スポーツ施設建設基金への今後の積み立てについてと、深沢多目的スポーツ広場は暫定利用と聞いているが、できるだけ整備をして欲しいと考えるがどうか、また、深沢多目的スポーツ広場に更衣室の設置はできないか、深沢多目的スポーツ広場の暫定利用終了後、総合体育施設の整備についてはどう考えているのか、との質問があった。次に公明党の納所議員からは、世界遺産登録推進についてとして、史跡永福寺跡の進捗状況と今後の整備についてと、国の文化審議会における大町釈迦堂口遺跡の答申内容について、また、大町釈迦堂口遺跡について保存管理計画策定の予定はあるのかなどの質問があった。

次に、6月14日に開かれた文教常任委員会では、報告事項として「大町釈迦堂口遺跡の国指定史跡指定の進捗状況について」を報告した。鎌倉無所属の会高橋議員から、先日、崖が崩れたところは史跡指定の範囲内かとの質問があった。この報告は総員の了承を得た。

質問・意見

山田委員

子宮頸がんのワクチンについてであるが、私も今年の保健体育大会でお医者様の講演をお聞きしたが、日本は非常に認知が遅れているとのことと、外国では一部子どもたちに無償でワクチン接種を行っているとお聞きして、認識を新たにしました。今の子どもたちは早熟で、身体も非常に大きくなっていることと、携帯電話等の普及から性的な接触到影響される心配があることを考え、今までのような保健の範疇で行っていた指導ではなく、もう少し具体的な性教育を教育の中で行う必要があるのではないかと考えている。親子間で性について教育するのは特に難しいため、学校でももう少し具体的に教育しないといけないと思う。また何かその辺りでやっていることがあれば教えていただきたい。

教育指導課長

性教育のあり方であると、性感染症等について取り扱っているのは中学校である。現在あるいは新しい学習指導要領の中でも中学校となっている。学校の授業の中で保健体育の分野で行うとなると、その範疇で行わなくてはならないと考えている。ただ、今委員の言われた命を守る、女性を守るという観点での保健指導を考えると、学校と保護者とが協働して学習しながらやっていかなくてはならないと思う。実際のところ、学校現場ではまだまだ教員の知識や情報も十分に行き渡っていない部分もあるため、学校及び保護者、市の保健担当と協力しながら今後考えていく方向になるかと思う。

仲村委員長

今性教育は保健体育で教えているのか。何年生から教えているのか。

教育指導課長

小学校でも、保健体育の授業はあるので、その中で「性の違い」「お互いの人権を守る」というような感覚での扱いとなっている。それに対して中学校では、より具体的、専門的にちょうど思春期を迎え、性差を認識し、男性女性の特徴、性感染症ということで現在ではエイズまで扱うようなかたちで学習指導要領の中でうたわれ、教科書の中で取り扱っている。あと小学校については、先ほどの保健体育の中では、「私たちのからだ」ということで3、4年生での扱い、あとは主に道徳の中で「男女の尊重」ということで性差ということを取り扱っている状況である。

仲村委員長

先ほどの子宮頸がんについてはどうか。

教育指導課長

子宮頸がんについては、性感染症とはまた別のものであるが、今回については保健の部局から学校へのチラシの配付の依頼を受け、そういったかたちでの対応にしている。今後どのような形で学校の中でそれを啓発、あるいは保護者と一緒の学習、教員の学習というのは今後の課題となっていくと思う。まだこうするということが言えず申し訳ないが、今後の課題とさせていただきたいと思う。

林委員

教育総務部の報告の大船中学校改築検討委員会の件であるが、この中の答弁で、中学校施設の建て替えであれば、現状の敷地で考えて問題ないと答弁されているが、これについては正式に財務省の方から報告があったという理解でよろしいか。

学校施設課長

4月に関東財務局の横浜財務事務所に出向き、直接、敷地を中学校用途ということであれば引き続き使ってよいという回答を頂いた。

林委員

そうすると、例えば地域で共有すべき施設を、そこに合築するとなると話はまた変わってくるということか。

学校施設課長

そのとおりである。

林委員

総予算の件で、約60億円程度ということで答弁されているが、このうちの市費が3分の2ということか。それとも国庫補助が3分の1ということであるが、県費補助も同等の金額が見込まれているのか。

学校施設課長

県費補助については、定かには把握していない。国の補助については、危険建物ということで通常よりも補助率の高い補助金をいただけるものと考えている。

林委員

県費補助については未定ということよろしいか。

学校施設課長

そのとおりである。

仲村委員長

以前から、小中一貫に関連して、大船中学校を改築するなら大船小学校と合体型の学校を造ることはできないかという話が出ていたが、色々な問題点があるということで、結論的には不可能ということか。

学校施設課長

財務省の見解としては、中学校ということで借地を認めているため、それが小学校であろうと他の用途とみなされると考えているようである。

(報告事項はそれぞれ了承された)

(4) 課長等報告

ア 鎌倉市教育委員会職員の人事について

教育総務部次長兼教育総務課長

鎌倉市教育委員会職員の人事について、ご報告する。議案集は1ページ及び2ページをご参照いただきたい。

平成22年7月1日付けで担当係長以上の人事異動を行った。異動内容等については、議案集2ページに記載したとおりである。担当係長以上の人事異動については、本来ならば、当委員会の議決により決定すべきところであるが、急施を要し、教育委員会の会議に提案する暇がなかったため、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第2項の規定に基づき、平成22年6月24日付けで教育長がその事務を臨時に代理しましたことをご報告する。

質問・意見なし

(報告事項アは了承された)

報告事項イ 第一小学校体育館耐震改修工事におけるアスベストの検出について

学校施設課長

報告事項「第一小学校体育館耐震改修工事におけるアスベストの検出について」、ご報告する。

平成22年4月から第一小学校体育館耐震改修工事を施工しているところだが、工事中に行った屋根及び外壁の高圧洗浄作業によって、建材(スレート)に含まれているアスベストが高圧洗浄水とともに流れ出ていたことが、調査によって判明した。調査は、6月17日夜から18日未明にかけて行い、体育館周辺において、土壌調査を8箇所、大気測定を4箇所行ったところ、体育館から1メートルほどのところの側溝及び地面など3箇所からアスベストが検出された。一方、大気からは検出されなかった。その後、大気測定については1箇所追加し、周辺土壌の集積及び搬出が完了するまでの7月5日まで、毎日測定を行い空气中的飛散状況について調査を行ったが、大気中からアスベストを検出することはなかった。

今後の対応としては、児童、保護者、学校の安心・安全を早期に確保するため、現在施工中の耐震改修工事を設計変更して、体育館の屋根及び外壁のスレート波板を新しいアスベストを含有しないスレート波板へ取替える工事を9月中旬までに終えるよう手続きを行っている。なお、第一小学校の保護者に対しては、6月19日と7月3日に説明会を開いて、その経緯、原因、今後の対応などについて説明を行っている。

質問・意見

林委員

今回のこの件について、工期の延長は発生するか。

学校施設課長

当初の耐震改修工事は7月23日までの予定だったが、この度外壁と屋根のスレート板を取替える追加工事が入ったため、9月の半ば頃まで工期の延長ということになった。

林委員

工期の延長に伴う他への影響はどうか。

学校施設課長

工期の延長に伴い、当然工費が上がる。それから外壁、屋根を撤去する作業もあるため、二次的なアスベストの飛散がないよう厳重かつ慎重な対応が必要だと考えている。

林委員

そうすると、大幅に耐震改修工事費用に関して上積みがされるということか。

学校施設課長

概算であるが、建材の取替え工事で約2,500万円ほどである。また、アスベストが検出された土壌について体育館周囲の漉き取りを行った。それから大気中の測定作業も行っているため、それらの経費が1,000万円ほど加わった。

林委員

アスベストなので、囲いも含めて改善されるとよい。

学校施設課長

工事の施工にあたっては、足場が組まれ、足場の周りにはシートが張り付けられるため、工事中におけるアスベストの飛散は防止される。その後に、新しい建材に仕上がれば、その時点でその足場は撤去されるため、特段その周囲を何かで取り囲むというようなことはしない。

林委員

ここからは意見であるが、二度とこのようなことがないように十分注意していただきたいのと、アスベストが絡む工事については養生も含めてかなり厳重に行われると聞いたことがある。今回、この現場で2度目、3度目が発生しないよう十分注意していただきたいのはもちろんだが、周辺を含めて説明会でも色々な意見を集めてほしいと思う。

仲村委員長

アスベストは一時騒がれて、鎌倉市の手当ては終わっていると理解していたがこのようなことが起こってしまった。今後アスベストの問題が出てくる可能性はあるのか。

学校施設課長

以前行った手当てについては、いわゆる吹きつけのアスベストで非常に飛散性の強い可能性のあるアスベストだが、これについては除去した。今回のスレートについては、成型板という状態になっているため、アスベストが含有されていたとしても通常の使用においては飛散しないものであるということである。今後の対応としては、こういった洗浄作業を行うについてはよく注意をして行う必要があるが、直ちにスレートが使われているところを全部新たなスレートに取替えるというところまでは考えていない。

仲村委員長

また改築工事等を行う際には、アスベストの問題が発生する可能性があるということか。

学校施設課長

新たな改修工事という機会を捉えて、経年的な影響も出ているスレートについては取替える必要があると考えている。

(報告事項イは了承された)

報告事項ウ 「不登校の予防と対応ハンドブック」の発行及び配付について

教育センター所長代理

「不登校の予防と対応ハンドブック」の発行及び配付についてご報告する。

鎌倉市で不登校となっている児童生徒の状況は、国の調査による出現率で見ると、平成18年度から平成20年度までの3年間は同じような状況が続いている。学齢別では、中学生になると欠席する日数が増え、やがて長期化する傾向がある。学校においては、遅刻や欠席が増え始めた段階における、早期の対応を組織的に取り組むことが重要となっている。教育委員会では、平成16年度に、不登校児童生徒へのよりよい対応を目指して「不登校児童生徒へのこれからの対応について」という冊子を発行した。その後、年数の経過とともに、子どもたちの状況や、子どもをとりまく環境が変化してきた。そのため、今回は、不登校児童生徒の早期発見・早期対応をはかり、担任が一人で対応するのではなく、チームで見守る支援体制に取り組むことを目的として、「不登校の予防と対応ハンドブック」を作成した。各学校では、欠席が増え始めた子どもに対しては、状況把握を早期に行うことで、どのような支援が必要であるかなど、ケース会議を開催して、チームで対応する資料として活用していただきたいと考えている。なお、この資料は関係機関及び関係職員に配付する予定である。

質問・意見

林委員

これは以前からあったものを改善したということによろしいか。

教育センター所長代理

平成16年度に最初のもので作られ、その後改定をしないままこれまできた訳であるが、ここにも書いてあるとおり、鎌倉市の不登校の出現率が横ばい状態、減らない、若干増加しているという状況が続いている中、環境の変化に合わせて、現場の学校の先生に再度予防と早期発見について、学校全体で取り組むものとして、より読みやすく、また研修会等で使えるよう、あるいは相談室のほうも連携が取れるようにという思いで新しく作成した。

林委員

目次の部分で、今回改善を加えた項目を教えてください。

教育センター所長代理

Ⅲ不登校支援と状態把握（アセスメント）についてというところが一番大きなポイントとなるかと思う。不登校を早期に発見するために、どのような目で子どもたちと接したらよいかということが記載してある。

山田委員

この冊子の作成は非常によろしいかと思うが、この先の活用の仕方について教えてください。昨日の校長会で学校でも色々と対応している中で、人手が足りないということや、最近の傾向として発達障害が増えているというようなことも聞いた。また少し違う話になるかもしれないが、どのように考えているかお聞かせ願いたい。

教育指導課長

不登校は年間30日以上欠席したものであるということになっているが、週に1日欠席しても年間では30日を超えるいわゆる登校しぶりも早期発見し、担任だけではなく学校の様々な養護教諭、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員、コーディネーターそして学年等、みんなで見えていって、チームで対応するという取り組みをしている。その上で、人的な支援が必要であるということを受け、様々な支援をしている。発達障害のお子さんについては、教育委員会で発達障害を抱えているお子さんの問題点を把握するために巡回相談員であるとか、介助員、支援員を配置している。ただ、それがまだまだ不十分であることは認識しているため、不登校対策や発達障害のお子さん等、個へ対応する教育については、今後も教育委員会の最大の課題として取り扱っていくつもりである。

山田委員

昨今の財政状況の中で非常に苦しいかとは思いますが、これについては現在の支援体制では足りないという声もあるため、来期に予算を組むなどして少し増員できるような対応をしていただければと思う。本来きちんとやっている子たちやできている子たちへの影響も心配されると思うため、よろしく願います。

林委員

読んでみると不登校の予防ということに関して、そんなに伝わってこないように感じられる。6ページの小・中の連携についてであるが、具体的に小学校と中学校でどのような情報交換、情報交流を行うのか教えてください。

教育センター所長代理

小中の連携に関しては、まず小学生の高学年が中学校の授業体験を行う。また、小中学生の交流活動がある。中学1年にあがるお子さんについては、小学校の6年生までの欠席状況や、特に気をつけなくてはならないお子さんについては事前に中学校に連絡をし、中学校で円滑に新学期を迎えられるように連携をとっている。また、教職員間で様々な研修等で交流

を行っている。

教育指導課長

指導の継続ということで、以前は小学校6年生から中学校に進学する際に、6年生の担任の先生と、中学1年生の担任になるだろうと思われる先生あるいは生徒指導の先生を中心に、小6の情報から中1へというような情報で、そのお子さんの状況を伝えて、それを中学校でより細かく指導できるようにという観点で情報交換を行っていたが、いわゆる問題行動と呼ばれる不登校、いじめに発展するような人間関係のトラブルについては、6年生の時の情報だけでは不十分であるということが多々ある。そのため、小学校の低学年、中学年、高学年の情報をより細かく中学校へ伝達するという情報交換が行われるようになってきている。

林委員

卒業時点での状況ではなく、例えば4年、5年、6年と子ども一人ひとりに対して履歴をもって、それを引き継げるような状態になっているという理解でよろしいか。

教育指導課長

そのように取り組んでいる。

林委員

さらに先生方も学校始まってからと、担任の先生が確定したタイミングで小中の先生同士が対面で、もっと高い精度で情報を共有する必要があるのではないかと思う。不登校は予防がすごく大切であると思うため、あらかじめ動けるものについては中学校の先生も動けるような情報、環境を整えることが重要ではないかと考える。なかなか忙しくて、小中の先生方がそういった決められた時間をとるのは難しいかもしれないが、何かしらの手はずを教育委員会として考え、現場にその時間の予算をつけるなどの対策も必要かと思う。そのため、実際に不登校になってからの対策プラス予防の部分についてもさらに一歩突っ込んだ対策を講じていただきたい。

仲村委員長

これはどなたが作成したのか。

教育センター所長代理

教育指導課と教育センター、次長を中心とした不登校対策委員会である。

仲村委員長

いわゆる専門家は入っていないのか。

教育センター所長代理

あとは相談室のスーパーバイザーが入っている。

仲村委員長

その方々はこの作成に濃厚に関与していたのか。

教育センター所長代理

冊子を読んでいただき、ご意見をいただき、訂正等をしていただいた。

仲村委員長

平成16年に第一版が出て、今回改訂ということで、先ほど林委員からもあったが、相違点はⅢ不登校支援と状態把握（アセスメント）だけか。

教育センター所長代理

基本的には、平成16年度よりも内容をコンパクトにし、より読みやすくなるよう工夫をしたということが大きな変更点である。そして、学校の先生がわりと分かりやすく入れるよう目次の組み立てを変え、取組、支援、最後に一番重要なアセスメントをもってきた。

仲村委員長

従来言われていることを寄せ集めて作ったということか。何か新しい取組はあるか。

教育センター所長

平成16年の時には、かなり分析を行い、それについて対応するというので、分析した部分の中身の重複がかなりあった。そこで、これをどうやって使っていくかと考え、現場の先生が困ったときに見て、すぐ対応ができるようにということから、重複を省き、中身を精査した。たくさん文章を読むのではなく、そこから素早く情報を収集できるということで、日常的に使っていただけるようハンドブックという名称にした。また、ポイント等を表に出すことによって、子どもの状況を見たときに、そこから逆に探していけるようにした。そして、学校から相談機関へすぐに連絡を取れるよう相談機関の連絡先を掲載するなどの工夫をした。

仲村委員長

形式的には色々な試みをやってきている中で、全国レベルでは減少傾向にあるのに、神奈川県や鎌倉市では増加している。統計が意味あるか分からないが、数字的には増加しているのである。それから、例えば別室登校や保健室登校をしている人数は入っているのか。

教育指導課長

学校の中での別室登校は、欠席には入れていない。

仲村委員長

130人以上の実態があると思う。8月の教育委員会で詳しく報告していただくことになっているが、実態を細かく知りたいのである。きつい言い方をすると、いくらやっても機能していないのではないかと感じる。何かどこかに問題があるのではないか。私が言いたいので

は、何年もこのように同じ問題を引きずっている訳であるから、専門家を招いて、検討委員会を作り、抜本的に改革をしないといけないと思う。それから、個人記録票についてであるが、以前、個人票を見れば個人の情報が全てわかるというような個人票はないと伺った。それから各学校に任せてどこでも管理していないということである。それも大きな問題であると思う。色々と申し上げたが、鎌倉市の教育の現場で最大の問題の一つであると思う。全国的には減少傾向にある中、鎌倉市は色々な対策を講じても変わらないという事実を真摯に受け止めて対策を講じる必要があると思う。

山田委員

こちらの冊子は、予防とうたっているが、ざっと拝見した限りでは早期発見については色々入っているが、予防の部分は少し薄いように感じる。例えば、3ページのウは、児童生徒が自己の存在を確認できる場面の設定とあるが、昨日の校長会でも出ていたが、勉強ができなくても部活動で自分を発揮できてポジションを作れた子がいるということも聞いた。人の評価というのは様々な面でできるため、何かで頑張っただけで自分を出していくようなこともできる。あともう少し精神を鍛えたりして、不登校になってしまうことを防いだり、子どもたちが忍耐強くなるようなプログラムも必要でないかと思う。そういう意味では、例えば、3ページのアに「コミュニケーションスキルや望ましい人間関係の感覚を身につけるプログラムを設定することが必要です。」とあるが、具体的にどのようなプログラムなのかというように、この冊子を見た先生が具体的にどのようなプログラムを作成し、実行していけばよいのかということが今ひとつ踏み込めないのではないかと思う。そのため、この次の段階のもう少し具体的なものが必要ではないかと思う。

仲村委員長

先ほどの話に追加させていただく。22ページの不登校等個人記録票だが、はっきり申し上げて問題にならない。この個人票ではプロフィールが分からない。この個人票を共通で使用しているのであれば、はっきり申し上げてこれは問題外である。

(報告事項ウは、了承された)

エ 行事予定(平成22年7月10日～平成22年8月9日)

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

<日程第2 議案第12号>

鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

仲村委員長

日程第2 議案第12号「鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤

務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

教育総務部次長兼教育総務課長

議案第12号「鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明する。議案集は、11ページから13ページまでをご参照いただきたい。

まず、改正の理由だが、学校勤務職員の勤務を要しない日等に勤務をさせた場合の振替については、鎌倉市職員の勤務時間及び休暇等に関する条例に規定されており、同じ市の職員である学校勤務職員に関し、改めて規則で定めておく必要がないため、学校行事等による勤務を要しない日等の繰り替えの規定を削除しようとするものである。

次に、主な改正点をご説明する。議案集13ページの「鎌倉市教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員の勤務時間及び休暇等に関する規則新旧対照表」をご参照いただきたい。第4条の学校行事等による勤務を要しない日等の繰り替えに関する規定を削除し、第5条から第6条までを1条ずつ繰り上げるものである。なお、この規則は、公布の日から施行しようとするものである。

質問・意見

仲村委員長

ひと言で言うとどのようなことか。

教育総務部次長兼教育総務課長

勤務を要しない日とは、例えば土曜日や日曜日に運動会等があった場合、学校の技能員等が学校にいる訳であるが、要は、本来休みの日に行事等で勤務した場合、振替の休みをとることになるが、その規定について条例で既に規定されており、重ねてこの規則の中で規定がされていることにより不都合が生じるといけないため、規則の部分を削除し、条例一本で整理しようとするものである。

(採決の結果、議案第12号は、全会一致で原案どおり可決された)

<日程第3 議案第13号>

鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部改正の申し出について

仲村委員長

日程第3 議案第13号「鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部改正の申し出について」を議題とする。議案の説明をお願いする。

教育総務部次長兼教育総務課長

議案第13号「鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の一部改正の申し出について」提案理由をご説明する。議案集は14ページから16ページをご参照いただきたい。

鎌倉市立関谷小学校が位置する関谷510番地他32筆の土地が、関谷468番地1に合筆されたことに伴い、鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例別表1に記載されている関谷小学校の位置を関谷510番地から関谷468番地1へ改めるとともに、一部改正条例の施行日を公布の日からとすることについて、鎌倉市長に申し出を行おうとするものである。

質問・意見

仲村委員長

要するに現状は変わらないが番地が変わったということか。増えたのか。

教育総務部次長兼教育総務課長

代表の地番が条例の中で、学校の設置の位置ということで規定されている。したがって代表地番の番地を変えるということである。

(採決の結果、議案第13号は、全会一致で原案どおり可決された)

<日程第4 議案第14号>

第二中学校改築に伴う体育館解体について

仲村委員長

日程第4 議案第14号「第二中学校改築に伴う体育館解体について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

学校施設課長

議案第14号「第二中学校改築に伴う体育館解体について」、その内容をご説明する。議案集は17ページから18ページをご参照いただきたい。

本件は、鎌倉市教育委員会事務の教育長への委任等に関する規則第2条第1項第2号により、予定価格が1,200万円を超える教育財産の処分について、お諮りするものである。議案集18ページをご覧ください。現在建っている建物の配置図になる。処分する建物は灰色に着色した部分で、体育館及び倉庫である。今回の建物解体については、8月初旬より解体工事に着手し、9月下旬まで行うもので、建物解体が完了後、体育倉庫棟の改築工事に着手する予定である。

今回、解体処分を行う建物面積は、789平方メートルで、資産税課による建物の評価額は12,231,867円となっている。

質問・意見

仲村委員長

建物の評価額はどこから出てくるのか。

学校施設課長

市の所有する建物で、非課税の物件であるため、正式には評価額というものは計算されていない。しかし、一応この建物の価値を計るということで資産税課の建物の評価担当に、類似する建物でどのくらいの価格に積算されるのかという仮算定ということで依頼をして出てきた額である。

(採決の結果、議案第14号は、全会一致で原案どおり可決された)

<日程第5 議案第15号>

平成23年度特別支援学級使用教科用図書の採択について

仲村委員長

日程第5 議案第15号「平成23年度特別支援学級使用教科用図書の採択について」を議題とする。議案の説明をお願いします。

教育指導課長

議案第15号「平成23年度特別支援学級使用教科用図書の採択について」その内容をご説明する。議案集は、19ページから25ページをご参照いただきたい。

「平成23年度使用教科用図書の採択方針」により、平成23年度に使用する特別支援学級使用教科用図書は、特別支援学級設置校長会に調査研究を依頼し、議案集20ページから25ページに記載の、別紙「平成23年度特別支援学級使用教科用図書希望図書一覧」のとおり報告を受けた。採択していただく教科用図書は、児童生徒の状況及びこれまでの学校教育法附則第9条図書使用の実績を踏まえて調査研究し、提出された「平成23年度特別支援学級使用教科用図書希望図書一覧」にある教科用図書となる。

なお、この一覧にある教科用図書は、特別支援学級で使用希望が出されているものである。平成23年度特別支援学級で使用する教科用図書は、この一覧の他に、8月教育委員会にて採択予定の「鎌倉市立小学校平成23年度使用教科用図書一覧」「鎌倉市立中学校平成23年度使用教科用図書一覧」にある教科用図書を合わせた中から、児童生徒一人ひとりに応じて、選択し使用できるよう提案するものである。

仲村委員長

採択は8月に一緒に行うのか。

教育指導課長

特別支援学級使用教科用図書については、一般の子どもたちが使用する8月に採択してい

ただ教科書に加えて、今回採択していただく、この設置校長会から希望図書として出された中から選ぶということになる。

仲村委員長

要するに一緒に8月に採択するということか。

教育指導課長

特別支援学級については、今回提出したこの一覧の中から選んでも良いということになる。今回出された一覧及び8月に採択をされた小学校及び中学校の教科書一覧の中からそれぞれ一人ひとりに応じて採択することになる。したがって、本日一覧になっているものは本日採択をお願いする。

仲村委員長

教科書が何冊もあるが、その辺はどうなっているのか。

教育指導課長

一般の子どもたちは一種目を採択する形となるが、特別支援学級の子どもたちについては、一人ひとりの特質、障害の状況に応じて、今まで研究機関の中でその一人ひとりの子どもに対してこの教科書を使うと効果的であるというのが、設置校長会を通してこの一覧になっている。文科省が検定をしている教科書以外に一般の普通の本の中から、教科書に代わるものとしてこの一覧の中から教科書として使用するものを採択していただきたい。

仲村委員長

確認であるが、実際にこの生徒にはこの教科書というのは現場の裁量、担任の裁量に任せているということか。

教育指導課課長補佐

この教科書については、もともとは各特別支援学級の担任がそれぞれのお子さんに合わせた教科書はこれが良いということを、そこでまず選んでいただき、それを校長会で集計し、そして調査研究をしていただき上がってきたものがこの教科書一覧である。そのため、ここで採択されると担任が、この子にはこの教科書、この子にはこの教科書というようにそれぞれのお子さんが違う教科書を使用することになる。

(採決の結果、議案第15号は、全会一致で原案どおり可決された)

仲村委員長

以上で本日の日程はすべて終了した。日程に含まれていないが、その他ということで事務局から何かあるか。

事務局

8月定例会は、8月17日火曜日、場所は講堂で開催予定である。開催日時等については、追って連絡する。

仲村委員長

ただいま事務局から次回開催予定の話があった。来月8月の定例会では、平成23年度使用小学校教科用図書採択が予定されており、多数の傍聴者が予想される。当日の混乱を避けるため、あらかじめ傍聴者の定員を決めておきたいと思う。8月定例会の会場は本日と同じ講堂であるため、傍聴者の定員を50名とすることとしたいと思うがいかがか。

異議なし

仲村委員長

それでは、来月8月定例会は傍聴者の定員を50名とする。なお、定員を超えた場合は抽選とする。詳細については追って知らせる。

それでは、7月定例会を閉会する。